

| 協定項目        | 慣行の取扱い   | 関係項目   | 市町村章、憲章、キャッチフレーズ、市町村の花、市町村の木、市町村の鳥、市町村の歌、宣言、友好親善提携、表彰制度 |
|-------------|--|--|---|
| 調整の方針       | (1) 市章、市民憲章、キャッチフレーズ、市の花、木、鳥、歌及び宣言は、新市において制定する。<br>(2) 友好親善提携は、新市に引き継ぎ、相手の意向を確認し、新市において調整を図る。<br>(3) 表彰制度は、新市に移行後、速やかに制度を統一する。   |  |   |
| 2 市 町 の 現 況 |  |  |   |
| 項 目         | 熊 野 市  | 紀 和 町  |   |
| 市町村章        |  <p>・熊野市の「ク」を図案化したもので、先端の水玉は熊野灘を意味し、躍進を象徴したもの<br/>           ・昭和 56 年 4 月 1 日施行</p>   |  <p>・昭和 35 年 8 月町民から公募、片仮名の「キ」を図案化したもの<br/>           ・昭和 35 年 8 月 1 日施行</p>  |   |
| 憲 章         | <p>熊野市民憲章（昭和 47 年制定）</p> <p>熊野市は、吉野熊野国立公園のなかでも、雄大な海山の自然美と、古い歴史に恵まれたまちです。</p> <p>わたくしたち熊野市民は、力をあわせて、明るく住みよい郷土を築くため、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>わたくしたち熊野市民は</p> <p>自然美を守り清潔なまちをつくりましょう</p> <p>視野を広め郷土の文化を高めましょう</p> <p>健康に心がけ明るい家庭を築きましょう</p> <p>誠意をもってすべての人に接しましょう</p> <p>勤労に誇りを持ち豊かなまちに育てましょう</p> | <p>紀和町民憲章（昭和 60 年制定）</p> <p>わたくしたちは、自然に恵まれた紀和町を愛し、郷土の限りない発展に願いをこめて、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然に親しみ、文化のかおり高いまちをつくりましょう。</p> <p>1 産業をおこし、仕事に励み、豊かなまちをつくりましょう。</p> <p>1 人を愛し、楽しい家庭と生きがいあるまちをつくりましょう。</p> <p>1 心と体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりを守り、たすけあい、住みよいまちをつくりましょう。</p> |   |
| キャッチフレーズ    | <p>－ 誇りと愛着のもてる －</p> <p>「活力にあふれ、ゆとりと潤いのあるまち・熊野」</p> <p>「黒潮回廊と神々の古郷」</p>  | <p>「青い空 豊かな緑 きれいな水 心のふるさと」</p>   |   |
| 市町村の花       | 笹百合（ササユリ）  | 寒ラン  |   |
| 市町村の木       | 熊野杉（クマノスギ）   | スギ   |   |
| 市町村の鳥       | -  | うぐいす   |   |
| 市町村の歌       | 熊野音頭   | 紀和町音頭  | 湯ノ口温泉音頭   |

| 協定項目    | 慣行の取扱い  | 関係項目   | 市町村章、憲章、キャッチフレーズ、市町村の花、市町村の木、市町村の鳥、市町村の歌、宣言、友好親善提携、表彰制度 |
|---------|---|--|---|
| 2 市 町 の |   | 現 況  |   |
| 項 目     | 熊 野 市   | 紀 和 町  |   |
| 宣 言     | 交通安全都市宣言<br>暴力追放宣言<br>非核平和都市宣言<br>人権尊重都市宣言  | 交通安全の町宣言<br>暴力追放宣言<br>非核平和の町宣言<br>人権尊重の町宣言   |   |
| 友好親善提携  | 奈良県桜井市（昭和 61 年 10 月 28 日）   | -  |   |
| 表彰制度    | <p><b>【根拠法令】</b> 熊野市表彰規則</p> <p><b>【目的】</b> 市内の善行美績を顕彰することを目的とする。</p> <p><b>【事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己の危難を顧みることなく、人命救助、消火、水防および防犯その他の善行を敢行したもの</li> <li>2 徳行卓絶し一般の儀表となるもの</li> <li>3 憲法精神の普及、地方自治の伸展、道義の昂揚、風俗の善導、生活の改善、文化の発展、体育の奨励、資源の開発、産業の振興、社会事業の促進、保健衛生その他公共の福祉に寄与し、その功労が顕著であるもの</li> <li>4 市議会議員で在職十年以上のもの</li> <li>5 市職員で品行方正にして職務に精励し、その成績特に優秀であるもの又はあったもの</li> <li>6 その他前各号の一に準ずると認められるもの</li> </ol> <p><b>【方法】</b> 表彰は表彰状を授与して行う。<br/>ただし、金品を加授することがある。</p> <p><b>【追彰】</b> 被表彰者が死亡したときは追彰するものとし、表彰状または金品は遺族に交付する。</p> <p><b>【時期】</b> 表彰は毎年 1 1 月 3 日に行う。但し、時により必要のつど表彰することがある。</p> | <p><b>【根拠法令】</b> 紀和町表彰条例<br/>紀和町職員表彰規則</p> <p><b>【目的】</b> 町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p><b>【事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町政の振興その他の公共の福祉に寄与した者</li> <li>2 町長の職にあって 4 年以上在職した者</li> <li>3 町議会議員の職にあって 8 年以上在職した者</li> <li>4 農業委員会の委員及び議会の同意を得て選任される特別職にあって 12 年以上在職した者</li> <li>5 町立学校教職員の職にあって 12 年以上在職した者</li> <li>6 町の職員その他これに準ずる者であって 20 年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者</li> </ol> <p><b>【方法】</b> 表彰状及び記念品を贈呈する。</p> <p><b>【追彰】</b> 被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは表彰状及び記念品はその遺族に与える。</p> <p><b>【時期】</b> 表彰は毎年 3 月 1 日を定期とし、必要に応じ他の期日に行うことができる。</p> |   |

## 先進事例

### 篠山市（平成11年4月1日合併：篠山町、西紀町、丹南町、今田町）

#### 町の慣行の取扱い

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 西東京市（平成13年1月21日合併：田無市、保谷市）

#### 慣行の取扱い

- (1) 市章は、新市において、調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

### さいたま市（平成13年5月1日合併：浦和市、大宮市、与野市）

#### 慣行の取扱い

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

### さぬき市（平成14年4月1日合併：津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町）

#### 慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。

### 南アルプス市（平成15年4月1日合併：八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形郷、甲西町）

#### 慣行（町村章、憲章等）の取扱い

慣行（町村章、憲章等）の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

### 山県市（平成15年4月1日合併：高富町、伊自良村、美山町）

#### 慣行の取扱い

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- (3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれ地域の踊りとする。
- (4) 市のキャラクター・マーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- (5) 伊自良村のキャラクター・マーク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクター・マーク及びキャッチフレーズとする。
- (6) 共同声明については、新市において検討する。

### いなべ市（平成15年12月1日合併：北勢町、員弁町、大安町、藤原町）

- 1 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。
- 2 各種宣言については、新市において定める。
- 3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。

### 志摩市（平成16年10月1日合併：浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町）

- 1 市章については、新市において新たに定める。
- 2 市の花・木等については、新市において検討する。
- 3 市民憲章、宣言及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- 4 名誉市民表彰、功労者表彰及び一般表彰については、新市において「表彰制度検討委員会」を設置し、検討する。